

雲南市の給与・定員管理等について

1 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 38,479	千円 28,994,642	千円 303,267	千円 4,263,938	% 14.7	% 14.4

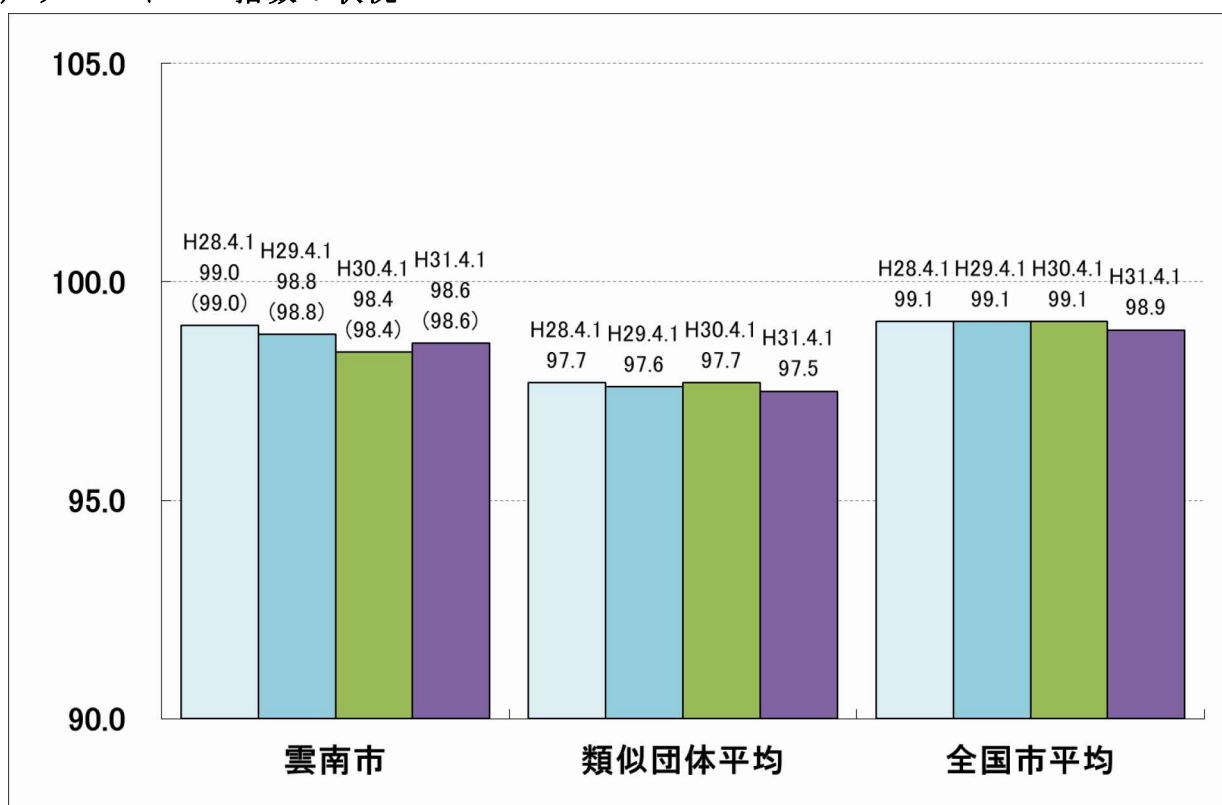
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 443	千円 1,752,748	千円 358,514	千円 722,058	千円 2,833,320	千円 6,396	千円 5,872

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しを踏まえ、国並みの引下げ。ただし、給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないときは、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を給料として支給する(現給保障)。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

雲南市は、国基準による支給対象地域なし。

③ その他の見直し内容

その他の手当についても、国の改正内容に準じて見直しを実施。

(5) 特記事項

- ・市長、副市長、教育長の給料をそれぞれ10%、7%、5%減額支給している。
- ・平成30年4月1日から管理職のみ基本給を1.0%減額支給している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
雲南市	45.0歳	345,813円	451,345円	376,901円
島根県	43.2歳	325,409円	399,222円	352,983円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	42.3歳	316,015円	376,662円	342,586円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		雲 南 市	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700円	181,711円	180,700円
	高 校 卒	148,600円	149,432円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	※261,740円	344,954円	377,435円	※399,688円
	高 校 卒	※256,380円	※317,017円	346,817円	381,678円

(注) ※は、当該階層の職員数が3人以下のため、近似階層の職員を含めた平均給料月額である。

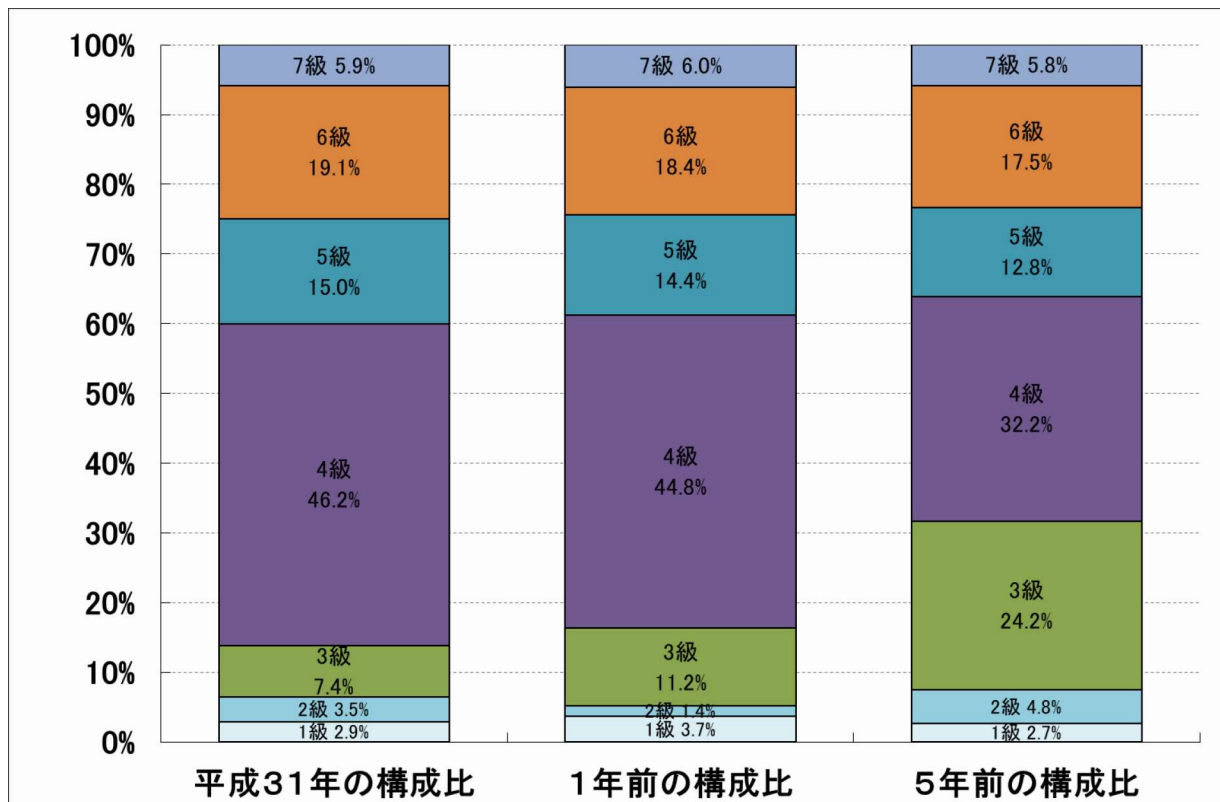
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

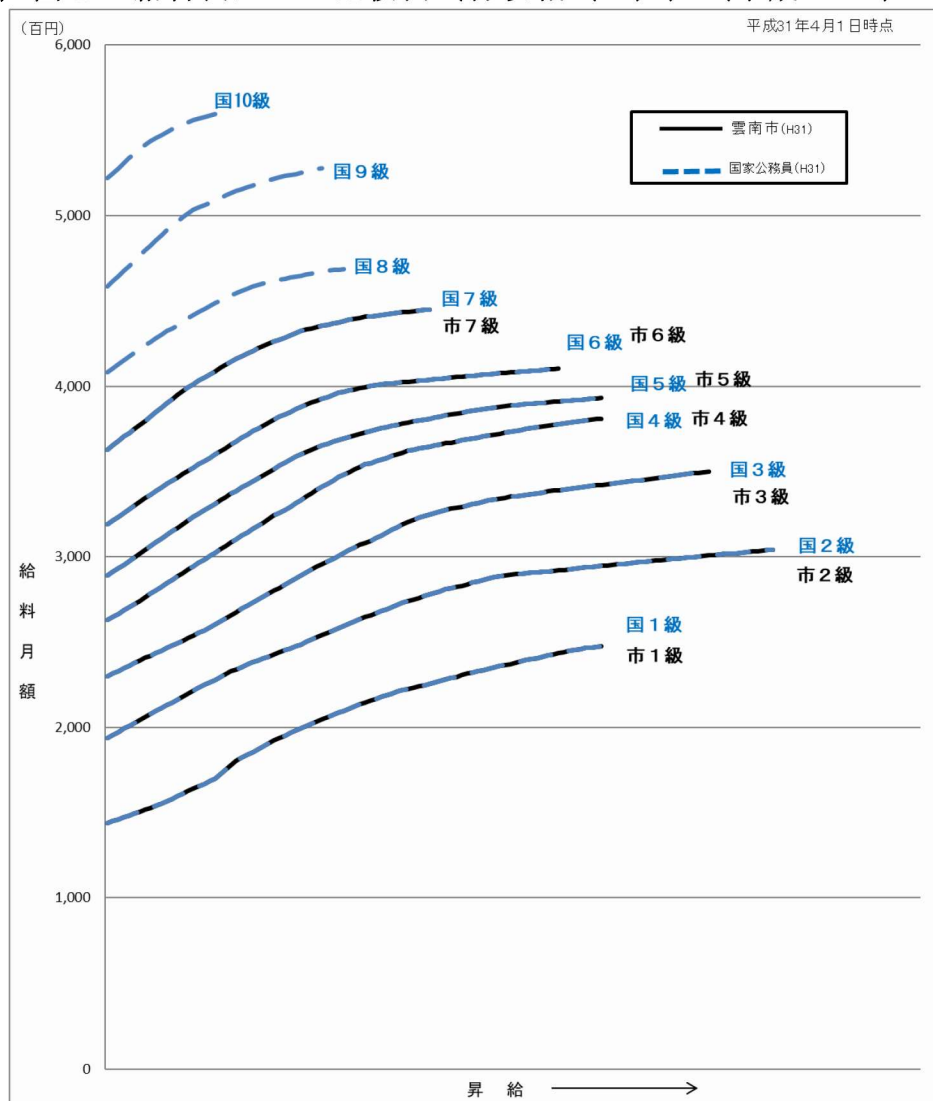
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又は技師の職務	10人	2.9%	144,100円	247,600円
2級	主任主事又は主任技師の職務	12人	3.5%	194,000円	304,200円
3級	副主幹又は副主幹技師の職務	25人	7.4%	230,000円	350,000円
4級	主幹又は主幹技師の職務	157人	46.2%	263,000円	381,000円
5級	統括主幹又は統括技師の職務	51人	15.0%	288,900円	393,000円
6級	次長、課長、室長又は主査の職務	65人	19.1%	319,200円	410,200円
7級	部長又は局長の職務	20人	5.9%	362,900円	444,900円

(注) 1 雲南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

雲 南 市	島 根 県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,644千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,469千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.25)月分 (0.90)月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年度		未定	

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

雲 南 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算額			その他の加算額		
定年前早期退職特例措置（2～30％加算）			定年前早期退職特例措置（2～45％加算）		
1人当たり平均支給額					
－ 千円 22,096千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			2,887千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			481,216円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
東京都（特別区）	20％	2人	20％	
大阪市	16％	0人	16％	
広島市	10％	0人	10％	
東広島市	3％	2人	3％	

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			—	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対す る支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	感染症防疫に従事した 場合	0千円	日額300円
死体処理等従事手当	行旅死病人業務従事 職員	行旅死亡者等の死体 処理に従事した場合	0千円	日額3,000円
		行旅病人等の対応に 従事した場合	0千円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	160,144千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	438千円
支給実績（平成29年度決算）	154,144千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	431千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成30年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある者 ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 特定期間満16歳年度初めから満22歳年度末までの子の加算（1人につき） 5,000円	同じ	—	72,634千円	271,024円
住居手当	借家・借間居住者 ① 家賃23,000円以下の場合： 家賃－12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合： 11,000円＋1/2×（家賃－23,000円） 支給限度額27,000円	同じ	—	24,884千円	282,770円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具（自動車等）使用者 2km～24km以上 4,000円～26,500円	異なる	交通用具の区分及び距離	57,824千円	147,886円
単身赴任手当	支給額 30,000円 職員と配偶者の住居の交通距離に応じ加算（8,000円～70,000円）	同じ	—	1,010千円	336,667円
初任給調整手当	医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給	同じ	—	8,851千円	4,425,600円
管理職手当	支給額 部長級 66,400円 次長級 49,900円 課長級 41,600円 主査級 33,200円			61,862千円	578,153円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間に勤務した職員に支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	1,824千円	17,206円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき）12,000円以内（実働時間が6時間を超える場合18,000円以内）	異なる	支給区分及び支給額	1,905千円	20,701円

	災害への対処その他の臨時又緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき）6,000円以内				
--	--	--	--	--	--

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	801,000円 (890,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 950,000円／259,000円
	副 市 長	670,530円 (721,000円)	772,000円／483,000円
報 酬	議 長	413,000円	545,000円／230,000円
	副 議 長	354,000円	474,000円／200,000円
	議 員	328,000円	442,000円／180,000円
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合)	
	副 市 長	3.30月分	
	議 長	(平成30年度支給割合)	
	副 議 長	3.30月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×450/100×在職年数	16,020,000円 任期满了時
	備 考	給料月額×270/100×在職年数	7,786,800円 任期满了時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

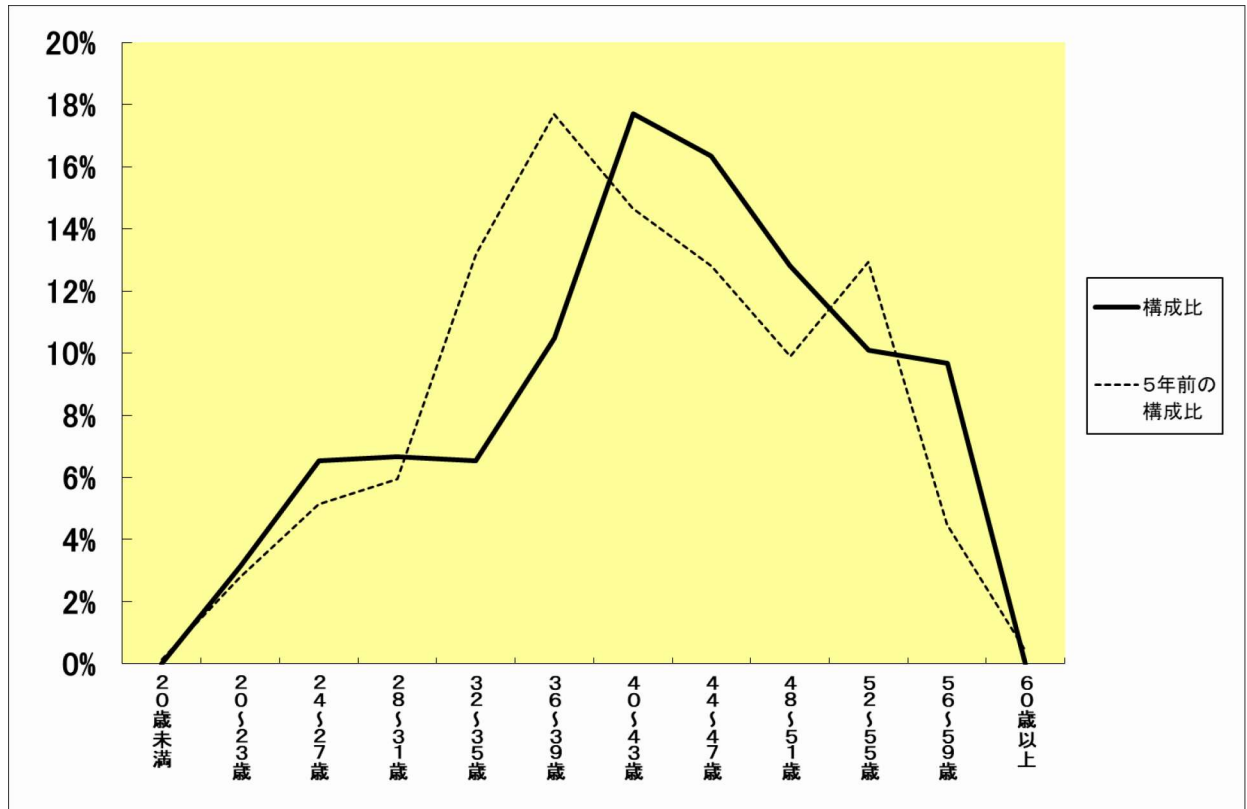
(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成31年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総 務	136	138	△ 2	
		税 務	23	24	△ 1	
		民 生	88	89	△ 1	
		衛 生	24	28	△ 4	
		労 働	4	6	△ 2	
		農林水産	40	40	0	
		商 工	16	15	1	
		土 木	38	38	0	
		計	374	383	△ 9	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 97.2人 （類似団体の人口 1 万人当たりの 職員数 78.55人）
	教育部門		59	60	△ 1	
	小 計		433	443	△ 10	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 112.5人 （類似団体の人口 1 万人当たりの 職員数 101.49人）
公営企業等 会計部門	病院		266	268	△ 2	
	水道		18	18	0	
	下水道		7	7	0	
	その他		10	10	0	
	小 計		301	303	△ 2	
合 計			734 [909]	746 [909]	△ 12	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 190.8人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	23人	48人	49人	48人	77人	130人	120人	94人	74人	71人	0人	734人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	406	407	398	389	383	374	△32（△7.9％）
教育	68	60	61	60	60	59	△9（△13.2％）
普通会計計	474	467	459	449	443	433	△41（△8.6％）
公営企業等会計計	284	291	291	301	303	301	17（6.0％）
総合計	758	758	750	750	746	734	△24（△3.2％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 4,842,914	千円 △448,818	千円 1,813,887	% 37.4	% 40.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町 村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 259	千円 1,074,936	千円 331,132	千円 407,819	千円 1,813,887	千円 7,003	千円 6,906

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	46.1歳	585,767円	1,167,021円
医療技術師	38.3歳	294,191円	349,484円
看護師・准看護師	40.2歳	309,104円	379,735円
事務員	44.6歳	345,387円	401,757円
技能労務員	50.3歳	363,694円	388,209円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業	雲 南 市
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,563千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,644千円
（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

病 院 事 業			雲 南 市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算額			その他の加算額		
退職前の職責等に応じた調整額を加算			定年前早期退職特例措置（2～30％加算）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
3,400千円 17,498千円			- 千円 22,096千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			88,464千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			514,344円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			65.8％
手当の種類（手当数）			6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療に従事した場合	経験年数により 月額 0円～190,000円
夜間看護手当	保健師、助産師、看護師、准看護師	深夜（午後10時から翌日午前5時）において行われる看護等の業務に従事した場合	その勤務時間が深夜の全部を含む場合 7,300円 深夜における勤務時間が一部で4時間以上の場合 3,550円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 3,100円
待機手当	医師	夜間、休日等において、病院の医療業務が、宿日直及び勤務を命じられた看護師及び医療技術者のみで対応できなくなる場合に備えて、院長があらかじめ勤務時間外に待機することを命じた場合	50,000円を超えない範囲で管理者が定める額
	診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師、准看護師		17:15～翌8:30 1,400円（2,600円） 8:30～翌8:30 2,800円（5,200円） 12:00～翌8:30 1,150円（2,350円） 訪問看護 24時間電話待機 500円/日 訪問待機（平日）1,400円/日 訪問看護（休日）2,800円/日

放射線取扱手当	診療放射線技師	放射線を取り扱う作業に従事する場合	月額2,000円
医師入院手当	医師	入院患者を受け持つ場合	患者1人当たり初回に限り5,000円
		分娩に従事した場合	1分娩につき20,000円
医師派遣手当	医師	派遣診療等をした場合	管理者が別に定める

(注) 支給単位の()内の金額は年末年始における金額

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	65,607千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	253千円
支給実績(平成29年度決算)	45,692千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	173千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある者 ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 特定期間満16歳年度初めから満22歳年度末までの子の加算(1人につき) 5,000円	同じ	—	29,708千円	267,639円
住居手当	借家・借間居住者 ① 家賃23,000円以下の場合: 家賃-12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合: 11,000円 + 1/2 × (家賃 - 23,000円) 支給限度額27,000円	同じ	—	13,129千円	257,431円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車等)使用者 2km~40km以上 3,000円~32,600円	異なる	交通用具使用者の通勤距離区分	27,209千円	120,928円

初任給調整手当	医師、歯科医師等採用が困難な職種に支給	同じ	支給対象区分及び支給額	63,023千円	3,317,000円
管理職手当	支給割合（給料月額に対して） 院長20/100 統轄副院長及び副院長15/100 名誉院長、名誉顧問、診療局長、部長、センター所長、次長及びセンター副所長10/100 課長、科長及び師長7/100	異なる	支給対象区分及び支給額	18,426千円	708,692円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 院長12,000円 統轄副院長及び副院長8,000円 名誉院長、名誉顧問、診療局長、部長、センター所長、次長、センター副所長、課長、科長及び師長4,000円 （実働時間が6時間を超える場合100分の150を乗じた額）	異なる	支給対象区分及び支給額	0千円	0円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 1,362,928	千円 64,152	千円 116,241	% 8.5	% 8.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 19	千円 74,704	千円 11,124	千円 30,413	千円 116,241	千円 6,118	千円 6,180

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

・平成30年4月1日から管理職のみ基本給を1.0%減額支給している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
雲 南 市	42.3歳	336,851円	509,829円
団体平均	44.3歳	340,929円	514,169円

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		雲 南 市	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,598千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,644千円	
（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分		（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%	

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

水道事業			雲 南 市		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算額			その他の加算額		
定年前早期退職特例措置(2～30%加算)			定年前早期退職特例措置(2～30%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円		- 千円	- 千円		22,096千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	0人	20%
大阪市	16%	0人	16%
広島市	10%	0人	10%
東広島市	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			0千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			—	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対 する支給単価
防疫等作業手当	感染症防疫従事職 員	感染症防疫に従事 した場合	0千円	日額300円
死体処理等従事手当	行旅死病人業務従 事職員	行旅死亡者等の死 体処理に従事した 場合	0千円	日額3,000円
		行旅病人等の対応 に従事した場合	0千円	日額1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	2,813千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	201千円
支給実績（平成29年度決算）	4,719千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	314千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成30年度決算）	支給職員1人 当たり平均支給年額 （平成30年度決算）
扶養手当	扶養親族のある者 ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 特定期間満16歳年度初めから満22歳年度末までの子の加算（1人につき） 5,000円	同じ	—	2,098千円	209,800円
住居手当	借家・借間居住者 ① 家賃23,000円以下の場合：家賃－12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合：11,000円＋1/2×（家賃－23,000円） 支給限度額27,000円	同じ	—	774千円	258,000円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具（自動車等）使用者 2km～24km以上 4,000円～26,500円	同じ	—	2,098千円	149,829円
単身赴任手当	支給額 30,000円 職員と配偶者の住居の交通距離に応じ加算（8,000円～70,000円）	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	支給額 部長級 66,400円 次長級 49,900円 課長級 41,600円 主査級 33,200円	同じ	—	2,792千円	558,480円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき）12,000円以内（実働時間が6時間を超える場合18,000円以内） 災害への対処その他の臨時又緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき）6,000円以内	同じ	—	0千円	0円

職員の勤務条件等について

1 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間（標準）

1 週間の正規の 勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12時00分～13時00分

(2) 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1 年（暦年）につき 2 0 日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、2 0 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養中は有給休暇。
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたとき 9 0 日以内の期間、その他市長が特に認める特定の疾患は 1 8 0 日、結核性疾患 1 年間は有給休暇とする。
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間。（無給）
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6 月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額。
介護時間	職員が、親族で要介護者の介護をするため、連続する 3 年の期間内、1 日 2 時間以内において休暇を受けることができる。（無給）
特別休暇	特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由がある場合に限り与える。

（参考） 「雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「雲南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」

(3) 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付 与 日 数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5 日以内
慶弔休暇	本人の結婚：7 日以内 妻の出産：3 日以内 忌引：配偶者 1 0 日以内、父母 7 日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の追悼行事：年各々 1 日
産前休暇	産前 8 週間以内
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間
育児時間	1 日 2 回それぞれ 6 0 分以内（満 1 歳まで）
夏季休暇	7 月から 9 月までの間に 3 日以内
子の看護のための休暇	1 人につき 5 日以内、2 人目以上は 1 0 日以内
女性休暇	2 日以内
リフレッシュ休暇	2 日以内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成30年度）

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人	人	人	人	人 0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)			3		2
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)					0
その他					0
合 計	0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分者数（平成30年度）

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人	人	人	人	人 0
職務上の義務に違反し、又は職務 を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)					0
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)					0
合 計	0	0	0	0	0

3 職員のサービスの状況

(1) 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A (日)	総取得日数 B (日)	全対象職員数 C (人)	平均取得日数 B / C (日)	消化率 B / A (%)
19,121	5,285	488	10.8	27.6

(注) 対象期間は平成30年1月1日から平成30年12月31日までとする

(2) 育児休業の取得状況（平成30年度）

区 分		育児休業取得者数	部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	新たに取得した者	0	0	0
	前年度から引き続いて取得している者	0	0	0
女性職員	新たに取得した者	9	0	0
	前年度から引き続いて取得している者	4	0	0

(3) 介護休暇の取得状況（平成30年度）

区 分	介護休暇取得者数	休暇の取得形式	
		全日型中心	時間型中心
男性職員	0		
女性職員	0		
計	0		

区 分	介護休暇承認期間					
	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成30年度）

区分		研修名	受講者数 (人)	対象
外部研修	自治研修所研修	新規採用職員	6	新規採用職員
		一般職員第Ⅰ課程	7	経験年数3～4年の職員
		一般職員第Ⅱ課程	4	経験年数7～10年の職員
		管理監督者第Ⅱ課程	17	新たに統括主幹等になった職員
		管理監督者第Ⅲ課程	6	新たに課長になった職員
		中堅職員	9	概ね34歳の職員
		選択研修	33	全職員
		特別セミナー	3	全職員
	その他研修機関研修	市町村総合事務組合主催研修	15	全職員
		市町村振興協会主催海外派遣研修	1	全職員
		各種団体主催研修	6	全職員
内部研修		人権・同和問題研修	578	全職員
		接遇研修	139	全職員
		メンタルヘルス研修	99	全職員
		新規採用職員地域研修 (聞き書き文集作成)	7	新規採用職員
		人事評価研修	28	新規採用職員、新任管理職
		行政経営研修	285	全職員
		行政実務研修	365	全職員
		防災研修	109	全職員

(2) 勤務成績の評定の状況（平成30年度）

評定の回数	1回
評定の時期	12月
評定の対象人数	471人

5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理体制（平成30年度）

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任すべき事業場数	選任すべき事業場数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数	選任者数	選任すべき事業場数	うち選任事業場数
市長部局					1	1	2	9	9
教育委員会								22	22

区 分	産 業 医				委 員 会				
					衛生委員会		安全委員会		左のうち 、安全衛 生委員会 として設 置してい る事業場
	選任すべ き事業場 数	うち選任 事業場数	選任者数	実選任者 数	設置すべ き事業場 数	うち設置 事業場数	設置すべ き事業場 数	うち設置 事業場数	
市長部局	1	1	1	1	1	1			
教育委員会									

(2) 職員のための福利厚生活動事業（平成30年度）

事 業 名	事業の概要・目的
安全衛生委員会の開催	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会を開催し職場環境・衛生管理について検討し対策を協議する
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルスに関する意識向上を図るためメンタルヘルス講演会を開催する
健康診断事業	職員に対して法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する
特殊健康診断事業	V D T 健診及び石綿健診を実施する

定期健康診断	対象者	受診者
	699 人	660 人

※人間ドック受診者を含む

職員の競争試験及び選考の状況

1 競争試験（平成31年度）

（1）採用試験（市役所）

試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
		受付期間	1次試験	2次試験	1次試験	2次試験
一般事務 （大卒程度）	(1) 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 (2) 学歴制限無し	令和元年 5月7日 ～令和元 年6月6 日	令和元年 6月23日	令和元年 7月27日	①教養試験 ②事務適性 検査 ③職場適応 性検査 ④作文試験	個別面接
土木 （短大・高専 卒程度）	(1) 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 学歴制限無し				①教養試験 ②事務適性 検査 ③職場適応 性検査 ④作文試験	
建築 （短大・高専 卒程度）	(1) 昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方 (2) 学歴制限無し				⑤専門試験	
一般事務 （高卒程度）	(1) 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 大学卒業（見込み含む）者は受験不可	令和元年 7月19日 ～令和元 年8月20 日	令和元年 9月22日	令和元年 10月12 日	①教養試験 ②事務適性 検査 ③職場適応 性検査 ④作文試験	個別面接
土木 （高卒程度）	(1) 昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2) 大学卒業（見込み含む）者は受験不可				①教養試験 ②事務適性 検査 ③職場適応 性検査 ④作文試験	
保育士・幼稚園教諭	(1) 昭和60年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する（取得見込み含む）方 (2) 学歴制限無し				⑤専門試験	①個別面接 ②実技試験

(2) 試験実施結果

試験区分	申込者数	1 次試験			2 次試験		採用者
		受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	
一般事務(大卒程度)	37	27	73.0%	10	8	5	5
一般事務(高卒程度)	16	13	81.2%	5	5	3	3
土木(短大・高専卒程度)	0	0	0.0%				
土木(高卒程度)	0	0	0.0%				
建築(短大・高専卒程度)	2	2	100.0%	1	1	0	0
保育士・幼稚園教諭	10	10	100.0%	6	5	5	5
合計	65	52	80.0%	22	19	13	13

雲南市 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事又は技師の職務	19	4. 2	主事	11	19	4. 2	主事級
				技師	1			
				保育士	2			
				保育教諭	3			
				保健師	2			
				計	19			
2 級	主任主事又は主任技師の職務	24	5. 4	主任主事	13	24	5. 4	主任主事級
				主任技師	0			
				主任保育士	0			
				主任保育教諭	9			
				主任保健師	2			
				計	24			
3 級	副主幹又は副主幹技師の職務	42	9. 4	副主幹	27	42	9. 4	副主幹級
				副主幹技師	1			
				副主幹保育士	2			
				副主幹保育教諭	9			
				副主幹保健師	3			
				計	42			
4 級	主幹又は主幹技師の職務	205	45. 8	主幹	156	205	45. 8	主幹級
				主幹技師	14			
				主幹保育士	3			
				主幹保育教諭	19			
				主幹教諭	3			
				主幹保健師	9			
				主幹栄養士	1			
				計	205			
5 級	統括主幹又は統括技師の職務	57	12. 7	統括主幹	48	57	12. 7	統括主幹級
				統括技師	5			
				統括保育士	0			
				統括保育教諭	0			
				統括教諭	1			
				統括保健師	3			
				計	57			
6 級	次長、課長、室長又は主査の職務	81	18. 1	次長	19	81	18. 1	次長・課長級
				総合センター次長	5			
				管理監	2			
				管理検査監	1			
				課長	25			
				専門官	2			
				企画官	7			
				所長	3			
				園長	6			
				副園長	1			
				室長	2			
				主査	8			
				計	81			
7 級	部長又は局長の職務	20	4. 5	部長	10	20	4. 5	部長級
				総合センター所長	6			
				統括監	2			
				統括検査監	0			
				局長	1			
				会計管理者	1			
				計	20			
				合計				